

「しろ特のきまり」

R5.10月改訂

群馬県立しろがね特別支援学校

1 服装について

- (1) 高等部生徒の通学時は、原則として学校指定の制服を着用し、左の襟に校章（バッジ）をつける。下衣（ズボン・スカート）は学校指定または個別で準備した黒や紺等のものとする。
- (2) 高等部生徒の夏季（おおむね6月～9月）は、白を基調とした上衣（ワイシャツ・ブラウス・ポロシャツ等）と、学校指定または個別で準備した下衣とする。
- (3) 靴は、運動靴を原則とする。
- (4) 上履きは、運動靴とし、体育館での運動にも使用できるものとする。
- (5) 靴下の色は、白・黒・紺・グレーを原則とする。
- (6) 体育着については、学校指定のものを基本とした、運動に適した服装とする。
- (7) 冬季の重ね着については、「半袖・長袖・体育着・（高等部は作業着）」とする。また、冬季にコート・マフラー等を着用する場合は、華美にならないようなものとし、機能的で安全なものを使用する。
- (8) 高等部生徒の作業着については、安全面を考慮し、原則上下着用とするが各作業グループの学習内容に合わせることをとする。頭部の保護や頭髪の巻き込み、毛髪の混入防止等のため作業帽子を使用する。

2 頭髪・身だしなみについて

- (1) 頭髪・爪・衣服等は、清潔を保ち、身支度をきちんと整える。
- (2) パーマ・染髪等はしない。
- (3) アクセサリー・化粧等はしない。

3 持ち物について

- (1) 学習活動に必要な物についての持ち込みは禁止する。
- (2) 持ち込みが確認された場合は、それらを教員が一時預かり、保護者に返却することとする。（学園生の場合は、各担当職員もしくは各寮長とする。）

※ ただし、上記の規定をやむを得ない理由ではずれる場合は、届け出て許可を得る。（保護者→担任→当該学年→生徒指導→学部確認）

4 授業について

- (1) 授業時間は、基本的に各教室にて学習活動を行うこととする。また、授業時間内に他のクラスに出入りするなど、他の学習活動の妨げになるようなことをしてはならない。
- (2) 授業時間内に、他の児童・生徒の妨げになるような行動が見られた場合は、その授業の担当教員の判断で、別室指導を行う場合がある。
- (3) 特別教室（調理室、音楽室、体育館、作業室（陶芸、木工）等）を利用するときは、教員の許可が必要である。鍵のかかっている特別教室については、教員が解錠・施錠する。
- (4) 特別教室の使用条件として、教員がいないと使用できないものとし、生徒のみの利用は不可とする。